

第7章 まちづくり推進プログラム（実現化の方策）

7-1 推進スケジュール

平成27年春の新幹線開業を早期推進の目標年として、推進エリアを中心に事業を展開しながら順次「まちびらき」を進めます。特に開業1年前はイベント等もおこなわれることから、来訪者の増加も見込まれます。このタイミングに飯山の良さが伝えられるようできる事から進め、より効果を高める必要があります。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度～
支援制度	・制度設計作成 (補助要項, 基準)	まちなみ修景事業 (所管: まちづくり課) 賑わい創出事業 (所管: 商工観光課)			
5つの推進エリアの事業展開と時期	<p>飯山駅周境界限</p> <p>都市基盤整備、まちなみ整備、店舗誘致、市民活動</p> <p>愛宕寺町境界限</p> <p>まちなみ整備、遊歩道整備、店舗魅力向上</p> <p>憩談会・計画づくり</p> <p>飯山城跡公園・人形館境界限</p> <p>まちなみ整備、賑わい創出、駐車場整備、</p> <p>憩談会・計画づくり</p> <p>商店街境界限</p> <p>まちなみ整備・賑わい創出</p> <p>調査・憩談会・計画づくり</p> <p>広小路境界限</p> <p>賑わい創出、駐車場整備</p> <p>調査・憩談会・計画づくり</p>				 北陸新幹線飯山駅開業 (平成27年春)
関連事業		プン) 仁王門建設 (H24 秋完成)		(仮称)飯山ぶらざ建設 (H27 春ホ 飯山城跡公園整備 (H27 秋リニューアルオープン) まちなかサイン整備 (~H27 設置完了) 寺町サミット開催 (H27 秋)	

7-2 事業計画

まちづくり（デザイン）を推進する方針を次のとおりまとめ、本報告書を出発点として地域住民との懇談会を密に行い、専門家などのアドバイスを取り入れながら草の根での事業を展開します。

（1） 推進スケジュールに沿って事業を進めます。

短期集中型の事業展開を推進するため、時間管理マネジメントにより着実に事業を遂行します。

（2） 地域住民や団体との協議を行います。

推進エリアを中心に、地域で抱えている課題や将来に向かってのまちづくりについて地域の方と膝を突き合わせた議論を深めます。

（3） ルールづくりを進めます。

まちづくりのためのルールは、まちを美装化する事だけではなく維持管理する上でも重要です。また新幹線開業により店舗やアパートなど外部参入も想定されることから、一定程度のルールにより飯山らしさを守り続ける必要があります。

・住民が主体的につくるルール 「〇〇まちづくり住民協定、景観協約など」

・行政が主体的につくるルール 「まちづくり条例、景観条例、公共空間マニュアルなど」

（4） 補助制度の創設を行います。

協働のまちづくりを推進するために、「修景に係る補助金」や「賑わい創出に係る補助金」の制度を創設し早期に事業効果を高めます。

（5） 推進体制を整えます

多分野にわたるまちづくりであることから、まちづくりの専門家の助言を取り入れるなど地域の中と外の視点を持つ人材がこれからの地域づくりには欠かせません。各推進エリアにおいてまちづくり推進グループを組織化し、官民一貫性のあるまちづくりを進めるため（仮称）まちづくり連絡協議会のようなものを立ち上げ情報の共有と連携することが大切です。

7-3 まちづくり事業の推進

短期整備として平成27年度までに次の事業を実施いたします。

事業名 (プロジェクト)	事業内容	実施年度
回遊性のあるまちづくり事業 美しいまちなみ 歴史と文化を伝える仕掛け	遊歩道修景 (回遊ルート的美装化)	H24
	まちなか案内サイン設置	H24-27
	本町アーケード改修支援	
まちなみ整備事業 (ハード) まち庭 歴史と文化を伝える仕掛け	雪と寺の町公園修景 (高橋まゆみ人形館西)	H24
	鉄砲町児童公園 (通称 SL 公園) 修景	H25
	西敬寺界限 (東ポットパーク・バス停) 修景	H24
	弓町界限・柳通り修景修景	H25
	北飯山駅周辺修景	H26
	飯山駅周辺植栽プロジェクト (ぶな等の植栽)	H24-27
	本町ぶらり広場修景	H26
	真宗寺線 (通称 25m道路) 修景	H24-27
まちなみ整備事業 (ソフト) 美しいまちなみ 歴史と文化を伝える仕掛け	まちなみ修景整備に係る助成 ※補助要項により助成	H24-26
飯山ぷらざ建設事業 まちなか賑わい	多目的複合ホールの建設 ※新幹線開業 YEAR イベントと連携	H23-27
飯山城跡整備事業 まち庭 歴史と文化を伝える仕掛け	城郭、門の整備 ※新幹線開業 YEAR イベントと連携	H23-27
仁王門建設事業 まち庭 歴史と文化を伝える仕掛け	仁王門建設 仁王像2体設置 雪と寺の町シンボル広場修景	H24-27
景観形成整備事業 美しいまちなみ	景観計画策定 景観条例制定・景観行政団体移行 景観ルール整備	H24-26
ふれあい空間整備事業 まちなか賑わい	既存店舗のリニューアルや設備整備、まちづくりに必要な備品等の購入に係る助成 ※補助要項により助成	H23-26
まちなか観光推進事業 まちなか賑わい 歴史と文化を伝える仕掛け	レンタサイクル事業支援 音声ガイドシステム整備	H23-26

※事業名 (プロジェクト) は予算上の事業名ではありません

7-4 まちづくりのデザイン基準と補助制度

まちづくりデザイン計画の方向性を踏襲した基準を設け、市民のみなさんがよりまちづくりについて積極的に参画できるような補助金を創設いたします。

(1) 修景に関わるまちづくり基準

修景整備について基準を以下に示します。この基準を参考に各推進エリア等ではまちづくり協定や申し合わせなどが締結され、その内容を認定し補助金を交付いたします。

飯山まちなみ修景整備の基準	
建物の位置及び規模	
位置	可能な限り壁面線を現在の街並みに揃え連続性を維持します。
高さ	低層とします。
敷地	原則現在の街並みを形成している敷地形状を維持します。
建築物の意匠及び形態	
デザイン方針	飯山らしい（自然・和）雰囲気を出し街並み景観に調和したものとします。色彩は白・黒・茶系を基調とします。
外壁	白・灰色・茶系の落ち着いた色彩の仕上げとする。
開口部	建具は木製又は自然に調和したサッシを使用します。可能な限り格子窓や出入口には格子引戸を設けます。
工作物等及び外構	
設備機器	空調室外機などは道路から見えない工夫又は意匠に十分に配慮した目隠しを付けます。
門・塀	外壁に準じた落ち着いた色彩にします。
広告物	規模、数量は必要最小限とし木目調（枠）とします。
植栽	通りに面したスペースに四季の彩りが感じられる庭木などの植栽や木製プランターを活用した草花などを配置します。 樹種については、飯山の気候風土にあった第6章に示すものを原則といたします。
車庫・倉庫	街並みの建築デザインに配慮した意匠・色彩とします。
駐車場等	道路に面した新たな駐車場は原則設けないようにします。既存の駐車場は塀や生垣などで修景し建築物や車庫等に格納し街路景観の連続性や周辺景観との調和を図ります。

(2) 賑わい創出に関わるまちづくり基準

賑わい創出について基準を以下に示します。事業者にとっては修景事業との併用により店舗の内外をリニューアルする事が可能となります。

飯山ふれあい空間整備の基準	
もてなしの充実と回遊性の誘導、地域振興が見込まれる休憩又は飲食をするための施設整備	
設備設置・設備購入	サービス向上と新たな商品開発をします。
建物改修	街並みの雰囲気と調和した内装の改修をします。 (テナントミックス改装、ショーウィンドウ改装、飲食空間改装)
備品購入	まちの小道具を揃えひとにやさしい店舗にします。 (ベンチ、オープンカフェ用パラソルなど)

(3) まちづくりに関わる助成制度

飯山まちづくり補助金としてデザイン計画に示す5つの推進エリア内に限り、整備基準に適用する事業について以下のとおり助成を行います。詳細は各々の補助金交付要綱に定めます。

飯山まちづくり補助金			
■まちなみ修景整備モデル事業（所管：まちづくり課）			
個人等	項目	補助対象	内 容
	建築物	外観(内観)修景	通りから見える建造物の改修、新築
		色彩変更	通りから見える建造物の色の変更
		支障物除去	通りから見える支障物件の除去
	工作物	看板塀の修景	通り沿いの看板・塀の修景
		その他修景	通りから見える室外機・自動販売機の修景
		不要物撤去	通り沿いの不要看板の除去
	植 栽	生垣庭木の修景	通りに面した生垣や玄関先の庭木等
		植栽の修景	1㎡以上の植栽空間確保と草花による植栽
	団体等	工作物	広告物の統一修景
街灯の統一修景			連続する3基以上の新設、改修
その他修景			3件以上で景観に配慮した小道具の購入
活 動		まちづくり運営活動	まちづくり活動経費（ソフト・ハード）
■ふれあい空間整備事業（所管：商工観光課）			
事業者	項目	補助対象	内 容
	店 舗	設備設置・購入	新たなもてなしに必要な設備の設置、購入
		店舗改修	新たな店先のしつらえ、飲食・休憩空間の改修
		備品購入	販売のためや休憩のための備品購入

上記の他に地域資源を活用して商品化や出店を考えている起業家に対して「飯山市地域資源活用型起業支援（限度額200万円）」を助成します。